

平成27年5月21日

第35回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第35回指宿市農業委員会会議録

- 1 平成27年5月21日(木) 午後2時00分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

- 1 議事日程

報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第3条の規定による許可取消について

報告第 3 号 農用地あっせん申し出の取下げについて

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定
について (所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並び
に許可諮問決定について

議案第 4 号 農用地あっせん申し出について

その他

1 出席委員

1 番 委員	2 番 委員	3 番 委員
4 番 委員	5 番 委員	6 番 委員
7 番 委員	8 番 委員	9 番 委員
10 番 委員	11 番 委員	12 番 委員
13 番 委員	14 番 委員	16 番 委員
17 番 委員	18 番 委員	19 番 委員
20 番 委員	22 番 委員	23 番 委員
24 番 委員	25 番 委員	26 番 委員
27 番 委員	28 番 委員	29 番 委員
30 番 委員	31 番 委員	32 番 委員

1 欠席委員

なし

1 活動休止委員

15 番 委員 21 番 委員

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長
農地係長
主幹兼振興係長
農地係主査
農地係主査
振興係主査

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局農地係長

1 開会 午後2時00分

事務局	<p>全員ご起立願います。</p> <p>一同礼。</p> <p>指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。</p> <p>(唱和)</p> <p>ご着席ください。</p>
議長	<p>ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第35回指宿市農業委員会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員に「10番委員」と「11番委員」を指名いたします。</p> <p>早速議題に入ります。</p> <p>「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を、議題といたします。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。</p> <p>議案書の1ページになります。</p> <p>(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)</p> <p>以下については、お目通しください。報告を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>次に、「報告第2号 農地法第3条の規定による許可取消について」を議題といたします。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>報告第2号 「農地法第3条の規定による許可取消」について報告いたします。</p> <p>議案書の3ページをお開きください。</p> <p>まず番号1につきまして、第33回 指宿市農業委員会 議案第2号で承認を受けていた案件であります。その後、譲渡人の都合により、所有権移転を行わないこととなったため、許可取消の申請が提出されたものです。</p> <p>次に番号2につきまして、第34回 指宿市農業委員会 議案第2号で承認を受けていた案件であります。申請者の譲受人が間違っていたことにより、許可取消の申請が提出されたものです。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>次に、「報告第3号 農用地あっせん申し出の取下げについて」を議題と</p>

事務局
議長
事務局

いたします。

事務局に説明を求めます。

はい、議長。

はい、事務局。

報告第3号 農用地あっせん申し出の取下げについてご説明いたします。4ページをお開きください。

番号1につきましては、平成26年12月15日 議案第6号「売渡」7番で承認をいただいた案件でございます。

取下げの理由につきましては、申出者が農地中間管理事業への貸付を希望するものでございます。

番号2につきましては、平成27年4月20日 議案第6号「貸付」15番で承認をいただいた案件でございます。

取下げの理由につきましては、利用権の継続貸借によるものでございます。本日の議案14ページの議案第1号26番が関連議案でございます。

番号3につきましては、平成27年4月20日 議案第6号「貸付」17番で承認をいただいた案件でございます。

取下げの理由につきましては、申出者の都合によるものでございます。

以上です。

議長

ただいまの、事務局の説明のとおりであります。

次に、「議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について」のうち、まず、所有権移転分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

5ページをお開きください。

今月の農用地利用集積計画の承認についての所有権移転分は、1議案5件です。

(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)

番号2から5につきましては、お目通しください。

4番の権利区分の下、対価のところでございますが、70,000円となっておりますけれども、補足いたします。あっせん申出人が無償で良いということでありましたけれども、譲請人は、そういう訳にはいかないということで、この対価になったということ、24番委員から報告を受けております。

今回の移転分は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長	<p>ご審議方よろしくお願いいいたします。</p> <p>ただいまの、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>それでは、議案第1号のうち、所有権移転分の1番から4番についてご審議願います。</p>
委員 議長	<p>ご質疑、ご意見等はございませんか。</p> <p>「なし」の声あり。</p>
委員 議長	<p>議案第1号のうち、所有権移転分の1番から4番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号のうち、所有権移転分の1番から4番については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第1号のうち、所有権移転分の5番についてご審議願います。</p> <p>これにつきましては、会議規則第25条の規定により、19番委員の退席を求めます。</p> <p>(19番委員の退席を確認する。)</p>
委員 議長	<p>ご質疑、ご意見等はございませんか。</p> <p>「なし」の声あり。</p>
委員 議長	<p>議案第1号のうち、所有権移転分の5番については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号のうち、所有権移転分の5番については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>(19番委員の復席を確認する。)</p>
事務局 議長 事務局	<p>次に、議案第1号のうち、利用権設定分を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の説明を求めます。</p> <p>はい、議長。</p> <p>はい、事務局。</p> <p>議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について、利用権設定分でございます。</p> <p>議案書の7ページから16ページになります。</p> <p>今月の「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について利用権設定分は、1議案32件です。内訳は、新規の利用権設定が26件、再設定が6件、合計の面積は86,277㎡となっています。</p> <p>以上、全て経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3</p>

議長 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
ただいま、事務局の説明のとおりであります。
それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、23番委員の退席を求めます。
(23番委員の退席を確認する。)

委員 質疑、ご意見等はございませんか。
議長 「なし」の声あり。

委員 議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認
議長 することにご異議ございませんか。
「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
(23番委員の復席を確認する。)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の2番から3番について、ご審議願います。
これにつきましても、会議規則第25条の規定により、3番委員の退席を求めます。
(3番委員の退席を確認する。)

委員 質疑、ご意見等はございませんか。
議長 「なし」の声あり。

委員 議案第1号のうち、利用権設定分の2番から3番については、原案のと
議長 おり承認することにご異議ございませんか。
「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号のうち、利用権設定分の2番から3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
(3番委員の復席を確認する。)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の4番から6番について、ご審議願います。
これにつきましても、会議規則第25条の規定により、31番委員の退席を求めます。
(31番委員の退席を確認する。)

これにつきましては、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農

	状況等の調査を行っておりますので、担当委員の説明を求めます。
20番委員	4番から6番については、20番委員にお願いします。
	はい。
	番号4番から6番については、私と31番委員とで調査をいたしました。
	貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。
	申請人は、今回、利用権の設定をし、3,000㎡を超えることから、新規就農者になりましたので、報告いたします。
	申請地を取得した後は、オクラ20a、スナップ10aの栽培を計画しており、目標年間販売高200万円を目指しています。
	農機具等については、知人から借り受ける予定で、労力については、長男の手伝いをもらいながら経営していくとのことでした。
	なお、営農計画書を資料の4ページに添付していますので、ご参照してください。
議長	ただいまの、説明のとおりであります。
2番委員	ご質疑、ご意見等はございませんか。
議長	はい、いいですか。
2番委員	はい、2番委員。
	31番委員と調査ということですが、親子ですけれども、行っていいのですか。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	責任者を、20番委員さんにとということで、31番委員は親子関係なんですけれども、できれば調査の参考になるんじゃないかということで、分かっていたけど入れました。
議長	よろしいでしょうか。
2番委員	できればですね、親子関係の退席もある訳ですから、ほかにもいるわけですから、別の委員を選定した方がいいんじゃないかと思っておりますので、次回からそのようにお願いします。
事務局	はい、分かりました。
議長	ほかにごございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、利用権設定分の4番から6番については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の4番から6番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(31番委員の復席を確認する。)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の7番から19番について、ご審議願います。

これにつきましても、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の説明を求めます。

32番委員

7番から9番については、32番委員にお願いします。

はい。

番号7番から9番については、私と1番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回、利用権の設定をし、3,000㎡を超えることから、新規就農者になりましたので、報告いたします。

申請地を取得した後は、オクラ10a、スナップエンドウ14a、ソラマメ10aの栽培を計画しており、目標年間販売高350万円を目指しています。

農機具等については、祖父から借り受ける予定で、労力については、両親と祖父の手伝いをもらいながら経営していくとのことです。

なお、営農計画書を資料の2ページに添付していますので、ご参照してください。以上です。

議長

28番委員

10番から11番については、28番委員にお願いします。

はい。

番号10番から11番については、私と26番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、平成25年7月まで、大阪にて、介護職として勤めていたが、平成26年2月より、両親と農業を始めております。

今回、利用権の設定をし、3,000㎡を超えることから、新規就農者になりましたので、報告いたします。

申請地を取得した後は、オクラ15a、スナップ15a、カボチャ15a、グリーンボール15aの栽培を計画しており、目標年間販売高200万円を目指しています。

農機具等については、親から借り受ける予定で、労力については、両親といっしょに経営していくとのことです。

議長

13番委員

また、地元消防団にも入団し、地域活動にも積極的に参加しています。
なお、営農計画書を資料の3ページに添付していますので、ご参照してください。以上です。

12番については、13番委員をお願いします。

はい。

番号12につきましては、私と12番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回、利用権の設定をし、3,000㎡を超えることから、新規就農者になりましたので、報告いたします。

申請人は、今年2月頃から両親と農業を始めております。

今回、親より申請地を借り受け、オクラ50a、グリーンピース50aの栽培を計画しており、目標年間販売高600万円を目指しています。農機具等については、親から借り受ける予定で、労力については、両親の手伝いをもらいながら経営していくとのことでした。

なお、営農計画書を資料の4ページに添付していますので、ご参照してください。以上です。

議長

3番委員

13番については、3番委員をお願いします。

はい。

番号13につきましては、私と10番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回、利用権の設定をし、3,000㎡を超えることから、新規就農者になりましたので、報告いたします。

申請人は、父と一緒に8年前から農業をやっていましたが、今回、父の畑を借りて独立する予定です。オクラ10a、ソラマメ40aの栽培を計画しており、目標年間販売高400万円を目指しています。農機具等については、親から借り受ける予定で、労力については、妻と二人で経営し、農繁期は雇用するとのことでした。

なお、営農計画書を資料の5ページに添付していますので、ご参照してください。

議長

13番委員

14番については、13番委員をお願いします。

はい。

番号14につきましては、私と12番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回、利用権の設定をし、3,000㎡を超えることから、新規就農者になりましたので、報告いたします。

申請人は、今年1月頃、会社を辞めて農業に従事しています。

オクラ10a、実エンドウ20aの栽培を計画しており、目標年間販売高200万円を目指しています。

農機具等については、親から借り受ける予定ですが、将来的には本人所有の農機具を購入する予定です。労力については、両親の手伝いをもらいながら経営していくとのことでした。

なお、営農計画書を資料の6ページに添付していますので、ご参照してください。以上です。

議長

2番委員

15番から18番については、2番委員にお願いします。

はい。

番号15から18につきましては、私と19番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回、利用権の設定をし、3,000㎡を超えることから、新規就農者になりましたので、報告いたします。

申請地を取得した後は、オクラ14a、スナップエンドウ15aの栽培を計画しており、目標年間販売高200万円を目指しています。農機具等については、本人がすでに所有しています。

なお、営農計画書を資料の7ページに添付していますので、ご参照してください。よろしく申し上げます。

議長

24番委員

19番については、24番委員にお願いします。

はい。

番号19につきましては、私と30番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回、祖父から畑を借り受け、3,000㎡を超えることから、新規就農者になりましたので、報告いたします。

申請地を取得した後は、スナップエンドウ34a、カボチャ40a、秋カボチャ25a、でん粉用甘藷212aの栽培を計画しており、目標年間販売高600万円を目指しています。

農機具等については、親から借り受け、労力については、母親と妻の3人で営農するとのことでした。

なお、営農計画書を資料の8ページに添付していますので、ご参照して

議長 ください。以上です。

委員 それぞれ、ご苦労様でした。ただいまの、説明のとおりでございます。

議長 ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第1号のうち、利用権設定分の7番から19番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

委員 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の7番から19番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第1号のうち、利用権設定分の20番から32番についてご審議願います。

委員 ご質疑、ご意見等はございませんか。

議長 「なし」の声あり。

委員 議案第1号のうち、利用権設定分の20番から32番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声あり。

委員 ご異議なしと認めます。

議長 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の20番から32番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

委員 次に、「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について」を議題といたします。

議長 これにつきましては、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査の報告をお願いします。

22番委員 はい、議長。

議長 はい、22番委員。

委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について

議長 5月11日の転用調査時に、18番、22番、25番委員と、事務局2名の計5名で、現地聞き取り調査を行いましたので、報告いたします。

委員 申請に基づき、1番から15番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれも意欲的に営農に取り組んでおります。

議長 1番から7番は売買、8番から15番は贈与による申請でございます。

委員 8番は親戚への贈与で、9番は叔父への贈与、10番は義理の妹への贈与、11番及び13番、15番が子への贈与、12番は兄への贈与、14番は甥への贈与でございます。

議長 申請地は面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への

影響もないと思われま。

以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているとは判断いたしません。

なお、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の9ページから57ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議長

以上で調査報告を終わります。

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第2号の1番について、ご審議願ひます。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、4番委員の退席を求めます。

(4番委員の退席を確認する。)

委員
議長

ご質疑、ご意見等はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第2号の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(4番委員の復席を確認する。)

次に、議案第2号の2番から15番について、ご審議願ひます。

30番委員
議長

ご質疑、ご意見等はございませんか。

はい、議長。

30番委員

はい、30番委員。

番号6番ですが、〇〇さん、〇〇さんの案件ですが、これは、何年前ですね、確か、県の許可がおりなくて、保留の案件になったものではないですか。私も定かではないですが。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

6番については、私もちょうど22年に水道課に異動になりまして、23年に農業委員会に帰って来た時ですね、引継ぎの件で聞いていたので、ご報告いたします。ここの農業委員会では承認されたんですけど、その当時は、許可権限者が県知事でございまして、県に進達をしたところ、耕作

の目的が見られないということで、保留になっております。

〇〇さんという方は、娘さんなんですけれども、南九州市で農業をやっているということで、間違いなく耕作してくれるのかということで、念書に、耕作しなかったら許可取消をしてもいいです。という念書を貰うようにしております。許可指令書の条件のところ、耕作の用に供さない場合は、許可取消ということで、条件を付けて許可指令書を交付するようにしております。以上です。

議長 30番委員 よろしいでしょうか。

2番委員 はい。

議長 ちよつといいでしょうか。

2番委員 はい、2番委員。

議長 休憩を取っていただけないでしょうか。

暫時休憩といたします。

(休憩)

休憩前に引き続き審議を再開いたします。

委員 ご質疑、ご意見等はございませんか。

議長 「なし」の声あり。

議長 議案第2号の2番から15番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号の2番から15番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について」を議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査結果の報告を求めます。

22番委員 はい、議長。

議長 はい、22番委員。

議長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可諮問決定について

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域

にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の58ページをお開きください。

申請地は、指宿図書館から北へ170m行った所の農地で、東、南及び北側は畑、西は市道に接しています。

申請人は、現在借家住まいのため、申請地を購入し一般住宅を建築しようとするものです。

土地の形状については現状で、周囲にはブロックを積み、土砂や雨水等が流出しないようにすることから、周囲の農地への影響は軽微なものと判断いたします。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、倉庫です。

農地区分・許可事項については、住宅が連たんした区域に近接した区域内にある農地で、広がりのない農地のため第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

資料の59ページをお開きください。

申請地は、丈六生活改善センターから南へ103m行った所の農地で、東、北は畑、西側は山林、南は宅地に接しています。

申請人は、水道工事業者ですが、申請地を購入し、倉庫を建築することです。

土地の形状については、現状で土留め工事をする予定です。

緩衝地を設け建築することから、周辺の農地への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、農家住宅及び農業用倉庫です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の60ページをお開きください。

申請地は、成川区民センターから東へ490m行った所の農地で、東と南は道路、西は市道、北は畑に接しています。

申請者は、養豚業を営んでいますが、実家の近くの申請地を購入し、農家住宅及び農業用倉庫を建築する計画です。

土地の形状については、現状で、周囲をブロック積みする予定です。周辺の土地への土砂、雨水の流出のないよう施工するため営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませ

んでした。

次に番号4番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、堆肥保管舎です。

農地区分・許可事項については、10ha以上の広がりのある農地であることから、第1種農地に該当いたしますが、不許可の例外である農業用施設に該当いたします。

資料の61ページをお開きください。

申請地は、小川区集落センターから南東へ685m行った所の農地で、東側は5条許可地（注：平成22年10月26日堆肥舎建設、賃貸借）、西、南は畑、北は市道に接しています。

土地の形状については、現状で、土留め工事を行う予定です。

平屋建てのため、西側の農地への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅及び車庫兼倉庫です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の62ページをお開きください。

申請地は、大山集落センターから北東へ266m行った所の農地で、東は宅地と現況畑の宅地、西は宅地、南は市道、北は畑に接しています。

申請人は、現在、隣接する実家住まいのため、申請地を購入し住宅を建築する計画です。

土地の形状については、50cmから2mの切土をし、土留め工事をする予定です。

転用面積が597㎡ですが、土地が二段になっており、奥の高い場所に住宅、手前の低いところに車庫兼倉庫を建築し、奥の住宅への通路（スロープ）を設置するため、この通路部分の面積が140㎡ほどあり、有効面積は500㎡未満になります。

なお、土砂や雨水の流出がないように施工することから、周囲の農地への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の63ページをお開きください。

申請地は、松原田営農研修館から南へ40m行った所の農地で、東と南は譲渡人の畑、西は県道、北は宅地に接しています。

申請人は、現在市営住宅に住んでいますが、祖父から申請地を譲受け、住宅を建築する予定です。

周囲の農地へは、緩衝地を設け、建物の高さも平屋建てであることから営農への影響はないものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号7番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、通路です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の64ページをお開きください。

申請地は、下門地区農村総合管理施設から南東へ780m行った所の農地で、東、西は畑、南は市道、北は道路に接しています。

申請者は宮崎市内に本店を置き、主に太陽光発電事業を行う会社で、申請地の先の土地を、太陽光発電設備の目的で平成27年2月に5条許可を受けていますが、その土地までの通路として申請するものです。

土地は、現状で、土留め工事をし、東西の畑に支障のないように十分留意することから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号8番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、太陽光発電施設です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の65ページをお開きください。

申請地は、田之畑営農研修センターから南西へ89m行った所の農地で、東は宅地、西は畑および宅地、南は畑、北は申請地と一体でパネルを設置する計画の譲渡人所有の宅地です。

土地の形状については、現状で、周囲はフェンスまたは有刺鉄線囲む予定です。

北側の宅地と合わせた総面積は1,274.28㎡です。

パネルの高さは1.5m程度であり、周囲の農地への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号9番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定

される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の66ページをお開きください。

申請地は、市役所から北西へ250m行った所の区画整理地内の農地で、東と南は宅地、西は道路、北は保留地です。

現在借家住まいのため、申請地を購入し、一般住宅を建築するとのことです。

土地の形状については、現状で利用する予定です。

周囲に農地は無いことから営農への影響はないものと判断します。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおりですが、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第3号について、ご審議願います。

議長

6番委員

ご質疑、ご意見等はございませんか。

議長

はい、議長。

6番委員

はい、6番委員。

22番委員

6番の〇〇さんと〇〇さんの、二人の関係を教えていただきたいと思えます。

議長

はい、議長。

小委員長

はい、22番委員。

議長

祖父と孫というふうに、言われました。

6番委員

よろしいでしょうか。

議長

はい、議長。

6番委員

はい、6番委員。

22番委員

〇〇さんが10年以上住んでいないところの隣なんですよ、斜線の所が。ここに住宅を建てるということですよ。

議長

はい、議長。

小委員長

はい、22番委員。

6番委員

元々あった家と、その周りということです。

議長

はい、議長。

6番委員

はい、6番委員。

事務局

〇〇さんの住所は、大阪府になっているはずなんですけど。確認しているんですかね。

議長

はい、議長。

事務局

はい、事務局。

6 番委員	申請書では、大阪市になっております。
議長	システムでの表示がそのままでした。すみませんでした。
2 3 番委員	はい。分かりました。
議長	ほかにございませんか。
2 3 番委員	いいですか。
2 3 番委員	2 3 番委員。
事務局	7 番ですが、2 月の審議の時に、凶面を貰ったときには、〇〇になって
議長	いたんですが、今回の譲受人と、これは同一会社ですかね。
事務局	はい、議長。
2 3 番委員	はい、事務局。
議長	2 月の工事業者の確認はしておりません。
議長	ここは、〇〇がしますということで、現地で説明を受けたのですが。
議長	暫時休憩とします。
議長	(休憩)
議長	休憩前に引き続き審議を再開いたします。
議長	2 月の申請も同じ会社で、工事を請負うところが〇〇ということです。
議長	ご質疑、ご意見等はございませんか。
委員	
議長	「なし」の声あり。
委員	議案第 3 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませ
議長	んか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
議長	よって、議案第 3 号については、原案のとおり承認することに決定いた
議長	します。
議長	次に、「議案第 4 号 農用地あっせん申し出について」を議題といたしま
事務局	す。事務局に議案の説明を求めます。
議長	はい、議長。
事務局	はい、事務局。
事務局	議案第 4 号 農用地あっせん申し出のうち、売渡は 5 件、貸付は 2 件です。
事務局	2 3 ページをお開きください。
事務局	(番号 1 番を議案書どおり読み上げ説明)
事務局	なお、見取り図、地籍図につきましては、審議資料の 6 7 ページと 6 8 ペ
事務局	ージとなります。
事務局	番号 2 から 7 につきましては、お目通しください。

また、見取り図、地籍図につきましては、審議資料の69ページから86ページとなっておりますので、ご参照ください。

次に農用地あっせん申し出のうち、買受・借受・希望をご説明いたします。

今月の件数は3件です。26ページをお開きください。

(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)

2番、3番につきましては、お目通しください。

議長 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

委員 ご質疑、ご意見等はございませんか。

議長 「なし」の声あり。

事務局 このあっせん申し出につきまして、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

議長 はい、議長。

事務局 はい、事務局。

売渡、貸付の

番号1は 4番と 9番委員。 番号2は 7番と 9番委員。

番号3は13番と 3番委員。 番号4は17番と10番委員。

番号5は28番と26番委員。 番号6は14番と29番委員。

番号7は11番と 8番委員。

買受、借受の、

番号1は 9番と14番委員。 番号2は 9番と14番委員。

議長 番号3は 9番と 5番委員。

ただいま、事務局案が発表されました。それぞれ各委員はよろしいでしょうか。

委員 (各委員了解あり)

議長 議案第4号は、原案のとおり承認することとし、あっせん委員は事務局案のとおり決定いたします。

12番委員 本日の議題は、これで全て終了いたしました。ほかにございませんか。

議長 ちよつといいですか。

12番委員 はい、12番委員。

事務局 報告第3号の1番が、中間管理機構に申請するために、これを取消しと言ったかな、取下げの説明があったんだけど、今、作っている人から言えば、これはどうなるんですか。今、作らしてないんですか。

議長 はい、議長。

事務局 はい、事務局。

12番委員 今のご質問の最後の部分を、確認させていただきたいのですが。

事務局

今、現在作らせているの。

この農地につきましては、今、自作地として作っていらっしゃるんですけども、リタイヤとかそういうことを理由にして、小作人の方を見つけて貰えればいいなということで、申出人の方が、農業委員会のあっせんというものを通じて、12月に議案として承認を受けたのですけれども、一方では、平成26年から、農地中間管理事業という国が農業規模の拡大、新規参入者への公平な農地の配分というものを、今の平成5年から続けている基盤法のそれを更に強化した施策の農地中間管理事業というのを、施行した、交付金メニューの中に、自分が作っている農地すべてを機構に預けて、内容的には、今の基盤法の利用権設定とほぼいっしょなんですけれども、間に、県の公社、機構が入るとというのが、ちょっと基盤法と異なるところではあるんですが、こういうルートで利用権設定を結ぶことで、1回限り交付金を貰えるという制度で申し込んだ方が、申し出人はメリットがあるということで判断をされて取下げをしたんですが、今の農地中間管理事業の関連に関しては、来月、その他事項ということで、これは、指宿市の農業委員会で取り組まなければいけない事案でもございまして、来月私の方からこの施策について、詳しく説明をしたいと考えていたところでございます。

12番委員
議長

はい、議長。

12番委員

はい、12番委員。

事務局

完全に自分で作っていたものを、まだ利用権とか、人に貸しているとかはなかったんだと、今、貸している人が、中間管理機構の方に委託してやりたいという方向になった場合は、その辺の問題は出てこないのですか。

12番委員

今回の申し出人は、地権者自ら作っていたという案件なので、これが、小作人がリタイヤして申し出るといった場合は、小作人に一時金が入るという制度で、ちょっと複雑なんです。

事務局

来月、この問題について説明をもらえるんだったら、南薩畑かんの総会の中で県が説明したんですよ。その時いろいろ質問する中で、貸す人が完全に国からの交付金を貰える条件は完全にありませんと、貰えない可能性もあるんだと、そういう説明もされたんですよ。その辺も含めて来月は説明してもらえれば。

8番委員

分かりました。

事務局

中間管理機構が管理する場合、やみで貸している部分とか、いろいろあると思いますが、その時も自分で作っているということで、しないといけないのですか。

議長

はい、議長。

事務局
8番委員
事務局
議長
事務局

はい、事務局。
もう少し、詳しくお願いします。
中間管理機構に管理をまかす場合ですね、その時に、売りたいということがあった場合に、その中の一部でも中間管理機構に許可を取れば、譲り受けることができるんですか。

はい、議長。
はい、事務局。

最初に、やみ小作という表現が出てきましたけど、国の説明書の中には、相対貸付という表現が出てきているのが、それに該当するのかなと思いますけど、相対貸付の場合、農業委員会の利用権設定を結んでいない農地であっても、私の理解上から言えば、農業振興地域内の土地であれば、目に見えない利用権設定を今回しっかりと農地中間管理機構を通じて、利用権設定を結ぶことで、所有者の方には、なんらかのメリット、一時的な交付金が貰えるメニューもございます。

ただし、すべての農地を貸し出すメニューで交付金を貰おうとする場合には、荒れている農地を所有していたらいけないとか、ハードルがいくつもあってですね、農地中間管理事業のメニューの一つ一つをクリアしなければいけないハードルというのが、それぞれございまして、去年の時点では想定されなかったんだけど、徐々に掘り下げて行くうち、メニューが明確化してきたところがございます、

8番委員
事務局

この辺は、6月で説明したいと考えております。よろしくお願いします。
譲受けができるのかどうかですね。

議長

譲受けにつきましては、鹿児島県では振興公社が事務局を務めるわけなんですけど、以前から農地の流動化に関しても、そういうメニューがあったようです。今のような案件については、その事業も活用できますし、なにかのメリットがあると思いますので、それについても個別に、回答させていただいてよろしいでしょうか。

議長
委員

この中間管理機構については、この場で質疑応答した訳ですよ、昨日の南日本新聞にも載っていましたが、非常に利用率が悪いということで、全国的には21パーセント、鹿児島県は4パーセントと極端に進んでいないので、どうかしないといけないということで、積極的に取り組んでいただきたいということと、今まで10項目くらいの手続きがあったのだけれども、これを簡略化できないかということで、そこらを含めてこの前も、振興公社の方でいろいろ話がありまして、これから少しは変わっていくだろうと思いますが、そこらを含めて来月説明させていただきます。

ほかにございませんか。

議長 「なし」の声あり。

事務局 ほかになければ、その他に入ります。

議長 その他について、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

事務局 はい、事務局。

その他（議案27ページを参照して説明）

最初に、3番目の指宿市総合振興計画審議会委員の推薦について説明させていただきます。

先日、農業委員会会長あてに、市長名で「指宿市総合振興計画審議会委員」の推薦について依頼がありました。

これは、まちづくりの指針となる「第二次指宿市総合振興計画」（平成28年度～32年度）と「地方創生地方版総合戦略」（平成27年度～31年度）の策定に係る必要な事項を審議するための会議です。

農業委員会から1名の推薦の依頼がありましたが、どなたか推薦いただけたらと思います。

なお、前回、平成19年度の第一次総合振興計画の際は、条例で委員は団体の長となっていたため、会長が委員となっていたようですが、条例が改正され今回は関係団体の代表ということで、会長に限らないということです。

任期は今年の7月下旬から来年の6月頃までの1年で、7月から9月までに4回、28年度に2回程度の会議が予定されているそうです。

議長 以上、よろしく願いいたします。

ただいま、事務局の方から説明がありましたが、ご意見はございませんか。

事務局 なければ事務局として、いろんな案を持っていると思いますので、説明をお願いします。

市長公室に確認しましたら、7月末からの任期ということですので、指宿市の農業委員会は7月19日までですので、改選ということになります。

それで、皆さん農業委員として継続される方がほとんどだと思いますが、指宿市農業委員会としては、代表を今回も会長にお願いをすれば、会長が代わっても次の会長を委員として推薦するという形をとればいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

委員 「異議なし。」の声あり。

議長 それでよろしいでしょうか。

委員 （全員了解あり）

議長 では、そういうことで。

事務局

議長
委員
議長

ありがとうございます。それでは、農業委員会の会長を推薦する形にさせていただきます。

- ・ 5月の行事報告
- ・ 6月の行事予定
- ・ 5月27日のチャレンジデー2015について参加依頼

ほかにございませんか。

「なし」の声あり。

私の方から、いろいろ周知説明等をさせていただきます。

昨年43委員会の中で27の委員会で改選がありまして、昨年あったところは3年間の任期までいくということです。

2番目、法律の施行日の前日までに任期が満了する場合、ここに指宿市は該当します。上に公布の文字があります。下に選挙の告示と書いてあります。選挙の告示をした後は必ず選挙をしないといけない。すれば3年間。

選挙の告示をする前に法案が通って公布が決まれば、選挙無しの3月まで現状維持でこのままいくということです。

先日、選挙管理委員会とも話をして、その前に13日も東京で会長会があって、今、法案の審議状況等を聞く中で、今ご承知のとおり、自衛隊の法案でいろいろありまして、なかなか進んでいない状況です。

そこらを勘案して選挙管理委員会としては、できるだけ告示日を後にずらしたいなあと、19日というのは動かせないわけですけども、以前は7月の前半に告示をして、選挙は7月10日前後にしていたのですけれども、今回は一週間ずらして、7月11日に告示して、7月18日に投票という線で、市の広報誌に載ってくると思いますが、こういう形になってきます。

立候補予定の説明会を6月16日の13時30分から市役所の3階大会議室で説明会をやるということですので、メモしておいてください。

全国の会長会の中で、毎回はげしい議論がありますけれども、昭和26年に農業委員会制度を作ってきたんですけども、この制度をひっくり返すような法案が、そもそも妥当なのかということで、非常に議論する中でも、粛々と国会の方が進んで行ったという関係で、今更それを言ってもとりかえしはつかないという形になってきたもんだから、今月14日に審議に入っているわけです。今後全国組織としては、当初は専任員の方を半減という形だったですけども、これをなんとかしないといけないということで、これを強く申し上げて進めていかなければいけないと、確認をしているところです。

市町村長が選ぶ委員は、指宿市は、どれくらいの委員になるかというこ

となんですけれども、改選後の委員数の見込みというのは、指宿市は18名くらいではなかろうかということです。集落営農組織代表者とかJAさんとかいろんなところに相談を持ちながら、当初は推薦はゼロということでしたが、それがちょっと変わってきまして、それは農業新聞等を読んで御承知だと思いますが、そこらを含めて18名くらいに落ち着くのではなかろうかということです。これは、条例等で決めていくことになると思いますが、議会は、9月と12月しか間に合わないですが、これが出てきた時になると思います。

推進員は、3、4集落に1人程度をとという案になっているようです。

推進員と委員とのすみわけ、果たして、推進員の受け手があるかどうかです。

指宿市は、7月11日までに告示の件で、法案が通るか、通らないかの問題になってきます。法案が通って閣議が開かれて、官報に載ってそれが公布ということになっていくということです。それを見れば際どく、指宿は今のままで、選挙をせざるを得ない状況になっていくのかなと思います。まあ、国会の動きによっては、ここが流動的になります。

2番委員

これについて、ご質問等ございますか。

議長

はい、議長。

2番委員

はい、2番委員。

選挙になる可能性が多いのであれば、告示を今までみたいにできれば早くして、18日に仮に選挙だとすると、明くる日からですね、ある程度の期間を置いてした方がいいんじゃないですか。

12番委員

ちょっと、いいですか。

議長

12番委員

はい、12番委員。

議長

法律が通れば、全国組織としての農業会議そのものは、無くなる訳ですよ。

12番委員

形を変えてまた残ります。県も全国も。

議長

市の条例として、なんかおかしくなっていないですかね。

それは、定数のことです。市の委員数をどれだけにするか、最終的に、議会に提案されて出てくるんですけど。大元は、国の方から決まってくるわけですから。2番委員さんが言われた件は、無投票の場合は11日には確定するわけです。ですから18日の分は無くなるわけです。

選挙事務の経費がいくらになるか、お金は市の持ち出しということです。

事務局長

これは、市の選挙管理委員会が決めることです、選挙管理委員会としては、11日告示の18日選挙ということで思っているみたいです。

選挙管理委員会の方と私と会長の方で検討しまして、了解の中で決めた

13番委員 日程ですので、これに沿っていくということになります。

議長 はい、議長。

13番委員 はい、13番委員。

お金のこと、いろいろあるかもしれませんが、私は、3月の委員会でしたか、農業委員会の予算も示すべきではないかと、もし選挙をするのであれば、予算の中に含まれていないといけないし、市長に農業委員会の考えを述べる方法もあったんじゃないかと思います。

議長 国からの予算、市の予算を出してもらえれば、活動としても中身を知りながらできるんじゃないかと思います。

2番委員 選挙というのは、向こうの方でやるわけですよ、自分たちがどうしてくれとか、いうのではないと思います。

今話を聞けば、公布の日と近いところで選挙をしないよというところで、選挙管理委員会もやっているわけですよ。その前に告示をすると選挙もできるわけですよ、そうすると3年間の任期が新たにできるわけですから、市としては、3年間のそれが無くなるのが経費を考えればいいかもしれませんが、農業委員会としては、今の人数で3年間やって、その期間に新しいのに移行していく方が、私は、いいんじゃないかと思うのですが。

議長 日程上は、99パーセント選挙になると思います。法案が間に合わないと思います。指宿の場合はですね、鹿屋は7月31日でしたか、それは際どいところ、9月、10月の所は3月まで延長と、4月、5月にあった所は3年間と決まっておりますので、そこは、自分達はどうすることもできないことで、さっきから言うように、際どいところにきているものだから、指宿は選挙になる可能性が十分高いということです。後は、投票になるかどうかは分かりませんが。

もう一つ、相続未登記の文書が入っていると思いますが、この〇〇さんという方は、農水省から来られた県の農政課長をされている方です。

この方が、いずれ本省に帰って、この相続未登記のことで、いろんな法律を作って変えていきたいと、どういう問題があつて、私論ということでこの前話があったものだから、皆さん方にもお知らせしておいた方がいいなと思って、お知らせしているところです。

鹿児島県は特に末広がりに難しくなってきたのを、何とかしないといけないなという形のが、この〇〇さんの話で、本省に帰って法律を作って、なんとかしていきたいということで、こういう話をされたのがそこに載っております。お目通ししてもらえたらと思います。

26番委員 ほかにございませんか。

議長

はい、議長。

26番委員

はい、26番委員。

事務局にお願いしたいのですけれども、私は、今月は20日にあると思っておりました。議案書が19日にきても見だしもしないんだと思っていれば、21日ということで良かったんですけれども、やはり、これからも議案書は2日前には必ず配布するように、それから、今日になってから差換えをと言うように、まず差換えとなると訂正があると思うので、そういう差替えがあるようなことは、絶対しないようにしてください。

議長

今の件は、実は昨日ですね、県の会長、局長会議というのが設定されて、先月の段階でこういうことだから、来月は21日にしますからと、皆さんにお知らせして今日に至っているわけです。

差換えは、何かページがということで、十分事務局の方としても注意していきたいと思います。

委員

ほかにございませんか。

議長

「なし」の声あり。

事務局

ほかにはないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全部終了いたしました。

これをもちまして、第35回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立願います。

一同礼。

(閉会 午後3時41分)

指宿市農業委員会会長

議事録署名委員10番委員

議事録署名委員11番委員